

平成26年11月

各位

日本法科学技術学会
理事長 福島弘文

賛助会員の募集の趣意書

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、日本法科学技術学会の活動に対しまして格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本法科学技術学会は法科学技術に関する学術の進歩発展、活発な学際的学術交流の促進に寄与することを目的に、平成7年12月12日に「日本鑑識科学技術学会」として設立され、ほぼ10年が経過した平成17年2月1日に「日本法科学技術学会」と名称変更されて現在に至っております。

この間、本学会は学術集会を毎年開催し、学術論文誌を年3号発行するなど、堅実な発展を遂げ、会員数も1500名を越えております。本学会の学術分野は、法生物、法化学、法薬毒物、法工学、現場鑑識、法心理、法文書、法学等の広範囲な領域にわたっており、それぞれの分野での専門家の交流を深め、さらに幅広く先端科学技術を導入した科学的犯罪捜査力の向上に努めております。近年、その活動範囲は、警察内部に限定されることなく、大学や企業といった一般社会の方々にも注目されているところであります。このことは、本学会が広く公正な立場で学会設立の趣旨をふまえ、学術的に順調に発展してきている証と解されるのであります。

現在、学会の趣旨にご賛同が得られた16団体の方々に賛助会員をお引き受けいただいておりますが、学会活動の更なる発展と進歩を図る目的で、この度さらなる賛助会員の募集をさせていただくことといたしました。本学会といたしましても一層の学術的発展を遂げ、社会に貢献する学会を目指して努力していく所存でありますので、なにかとご多端の折り、誠に恐縮に存じますが、本趣旨にご賛同をいただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬白

日本法科学技術学会賛助会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、会則第6条に基づく賛助会員に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 賛助会員として入会を希望する者は、会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。年度途中での入会申し込みは年度当初からの入会とみなす。

(特典)

第3条 賛助会員は次の特典が得られる。

- 1 「日本法科学技術学会誌」(3回/年)の無料配布を受ける。(会費3口毎に1部)
- 2 各種行事への聴講参加は、口数に応じ正会員に準ずるものとする。(会費3口毎に1名)

(改定)

第4条 本規則の改廃は、理事会の議決により行う。

付則 本規則は、平成17年11月16日から施行する。